反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。）をした場合であって、法第二十七条第二項の規定によりみなして適用する職業安定法第五条の六第二項の規定による報告の求め（以下この項において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ・ロ　（略）

二～五　（略）

2　監理団体が、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項ただし書の規定により技能実習職業紹介に関する求人の申込みを受理しないときは、団体監理型実習実施者等に対し、その理由を説明しなければならない。

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

○財務省令第四十九号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

財務大臣臨時代理
国務大臣　寺田　稔

国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（支払未済の給付）	（支払未済の給付）
第九十七条　［略］	**第九十七条**　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項	四　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
イ　支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）を利用しようとする者　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨（当該給付が退職等年金給付である場合には、払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨）	
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号	
五　［略］	五　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
（食事療養標準負担額減額に関する特例）	（食事療養標準負担額減額に関する特例）
第九十九条の三　［略］	**第九十九条の三**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項	四　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨	
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号	
五　［略］	五　［同上］
（生活療養標準負担額減額に関する特例）	（生活療養標準負担額減額に関する特例）
第九十九条の四　［略］	**第九十九条の四**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項	四　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨	
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号	
五　［略］	五　［同上］